

国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>○国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則 (平成19年11月5日19国規則第1号) 改正 平成20年3月3日 平成20年4月21日</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 センターは、国際的な人材養成及び健全な科学技術の発展に資する教育研究活動の展開とその成果の発信を通じて、諸外国との学術的・文化的交流を全学的な視点から国際交流事業の企画及び実施に関して中核的役割を果たすこと及び広い国際感覚を具備し国際社会で活躍する人材を育成することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 (略) <u>(1) 本学の国際交流に関する企画・立案並びに情報収集及び発信</u> <u>(2) 国際交流に関する学生及び研究者支援</u> <u>(3) 日本語教育及び国際教育の学内外への提供</u> <u>(4) コミュニケーション及び国際交流に関する調査研究</u> <u>(5) 本学の学術研究における国際活動の支援と国際産学連携事業の推進</u> <u>(6) 本学の国際協力に関する支援及び国際交流を通じての社会貢献</u> <u>(7) 本学の海外拠点事務所における教育研究活動に関する管理・運営</u> <u>(8) その他センター長が必要と認めた事業</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(目的) 第2条 センターは、国際的な人材養成及び健全な科学技術の発展に資する教育研究活動の展開とその成果の発信を通じて、諸外国との学術的・文化的交流を全学的な視点から国際交流事業の企画及び実施に関して中核的役割を果たすこと及び広い国際感覚を具備し国際社会で活躍する人材育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 (略) <u>(1) 国際化に関する最新の情報の把握・分析、事業提案</u> <u>(2) 本学の学生を対象とした留学相談・指導</u> <u>(3) 派遣・受入れの双方の留学プログラムの運営、企画及び支援</u> <u>(4) 日本語・異文化コミュニケーション教育等</u> <u>(5) 本学が実施する国際業務に関する必要な支援</u></p> <p>(削る) (削る) <u>(6) その他センター長が必要と認めた事業</u></p> <p><u>2 前項第5号に規定する国際業務は、以下のとおりとする。</u> <u>(1) 学術研究における国際活動と国際産学連携事業</u> <u>(2) 国際協力に関する支援及び国際交流を通じての地域・社会貢献</u> <u>(3) 海外拠点事務所における教育研究活動に関する管理・運営</u></p>	

<p>(センター長)</p> <p>第4条 <u>国際センター長(以下「センター長」という。)は、原則として本学の教授をもって充てる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(センター長の選考)</p> <p>第4条の2 <u>センター長の選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。</u></p> <p>2 <u>その他センター長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(グループ)</p> <p>第5条 <u>センターに、次の各号に掲げるグループを置く。</u></p> <p>(1) <u>国際事業グループ</u></p> <p>(2) <u>教育・学生交流グループ</u></p> <p>2 <u>各グループに関する事項は、別に定める。</u></p> <p>(副センター長)</p> <p>第6条 <u>センターに、副センター長を置き、副センター長は第5条に規定するグループの長を兼ねるものとする。</u></p> <p>2 <u>副センター長は、第13条に規定する運営委員会の議に基づき、センター長が第7条から第9条に規定する者の中からグループ毎に1名を指名する。但し、専任教員以外の中から副センター長を指名する場合は、あらかじめ当該所属長の承認を得るものとし、また、第8条に規定する事務職員の中から指名する場合は、国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程に定める課長に限るものとする。</u></p> <p>3 <u>副センター長は、グループの業務を掌理し、センター長を補佐する。</u></p> <p>4 <u>センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する副センター長がその職務を代行する。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(センター長)</p> <p>第4条 <u>国際センター長(以下「センター長」という。)は、広報・国際担当副学長をもって充てる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第5条 削除</p> <p>(副センター長)</p> <p>第6条 <u>センターに、副センター長を置く。</u></p> <p>2 <u>副センター長は、第13条に規定する運営委員会の議に基づき、センター長が第7条に規定する専任教員の中から1名を指名する。</u></p> <p>3 <u>副センター長は、センター長を補佐する。</u></p> <p>4 <u>センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	
---	---	--

<p>(新設)</p> <p>(専任教員) 第7条 (略) <u>2 全ての専任教員は、第5条に規定する両グループの事業をつかさどる。</u></p> <p>(事務職員) 第8条 <u>本規則第3条に規定する業務を遂行するため、研究国際部国際交流課の事務職員は、第5条に規定する両グループの事業を担当し処理する。</u></p> <p>(協力教員) 第9条 専任教員と協力して第3条に規定する<u>業務</u>を遂行するため、センターに協力教員を置く。 2 <u>国際事業グループに置く協力教員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</u> (1) 各学府国際交流委員会から選出された教員 各1人 (2) <u>産官学連携・知的財産センターから選出された教員 1人</u> (3) <u>カブール大学復興支援室から選出された教員 1人</u></p> <p>3 <u>教育・学生交流グループに置く協力教員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</u> (1) <u>各学府教育委員会から選出された教員 各1人</u> (2) <u>農学府、工学府の留学生専門教育教員 各1人</u></p>	<p>(事業担当責任者) <u>第6条の2 センターに、第3条第1項第1号から第4号までに規定する事業の責任者として、事業担当責任者を置く。</u> 2 <u>事業担当責任者は、センター長が次条に規定する専任教員の中から当該事業毎に1名を指名する。</u> 3 <u>事業担当責任者は、センター長及び副センター長を補佐する。</u> 4 <u>事業担当責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の事業担当責任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(専任教員) 第7条 (略) (削る)</p> <p>(事務職員) 第8条 研究国際部国際交流課の事務職員は、<u>第3条に規定する事業遂行に必要な事務を行う。</u></p> <p>(協力教員) 第9条 専任教員と協力して第3条に規定する<u>事業</u>を遂行するため、センターに協力教員を置く。 2 協力教員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 各学府国際交流委員会等から選出された教員 各1人 (2) <u>各学府教育委員会等から選出された教員 各1人</u> (3) <u>農学府の留学生専門教育教員 1人</u> (4) <u>大学教育センターから選出された教員 1人</u> (5) <u>先端産学連携研究推進センターから選出された教員 1人</u> (6) <u>その他センター長が必要と認めた教員</u></p> <p>(削る)</p>	
---	--	--

<p>(3) <u>大学教育センターから選出された教員 1人</u></p> <p>4 <u>前項第2号に規定する農学府、工学府の留学生専門教育教員を除く協力教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>協力教員の職務の範囲については、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) センター運営についての審議・協力</p> <p>(2) 各部局等との連絡・調整</p> <p>(3) センターが全学に提案する<u>国際交流戦略の策定及び国際交流事業の立案に対する協力</u></p> <p>(4) <u>センターが当該部局等を対象とする事業について、企画立案と実施に対する協力</u></p> <p>(5) <u>センターが当該部局等と協働する事業について、企画立案と実施に対する協力</u></p> <p>(協力事務職員)</p> <p>第10条 <u>協力事務職員は、前条の協力教員の業務遂行を補佐するものとする。</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる協力事務職員は国際事業グループに置く協力教員を補佐する。</u></p> <p>(1) 府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長</p> <p>(2) <u>研究国際部研究支援課長</u></p> <p>3 <u>次の各号に掲げる協力事務職員は教育・学生交流グループに置く協力教員を補佐する。</u></p> <p>(1) <u>府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長</u></p> <p>(2) <u>学務部学生総合支援課長</u></p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>第14条 <u>運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9条第2項及び第3項に規定する協力教員</p> <p>(5) <u>学務部長、研究国際部長及び研究国際部国際交流課</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>3 <u>協力教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>協力教員の職務の範囲については、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) センター運営についての審議・協力</p> <p>(2) 各部局等との連絡・調整</p> <p>(3) センターが全学に提案する<u>国際交流事業の立案・実施</u>に対する協力</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(協力事務職員)</p> <p>第10条 <u>協力事務職員は、前条の協力教員の部局等における事業遂行に必要な事務を行う。</u></p> <p>2 <u>協力事務職員は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) 府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長</p> <p>(2) <u>学務部教育企画課長</u></p> <p>(3) <u>研究国際部研究支援課長</u></p> <p>(削る)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>第14条 <u>運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9条第2項に規定する協力教員</p> <p>(5) <u>学務部長及び研究国際部長</u></p> <p>(6) (略)</p>	
---	--	--

<p>第15条～第18条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条～第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第18条 (略)</p> <p><u>(日本語予備教育)</u></p> <p><u>第18条の2 センターは、日韓共同理工系学部留学生のうち、入学前の日本語教育が必要と認められる者に対して日本語予備教育を行う。</u></p> <p><u>2 日本語予備教育の実施に関して必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第19条～第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則(25国規則第1号)</u></p> <p><u>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	
---	--	--